

多賀町公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき、町が管理する測量基準点(以下「公共基準点」という。)の一般的取扱いおよび管理保全に関して必要な事項を定めることにより、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、1級基準点、2級基準点および3級基準点(相当精度の基準点を含む。)であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、公営企業課とする。

(公共基準点の使用手続等)

第4条 公共基準点を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書(様式第1号)により町長に申請し、公共基準点使用承認書(様式第2号)によりその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による交付を受けた申請者(以下「使用者」という。)が公共基準点を使用する場合は、公共基準点使用承認書を常時携行し、町職員、土地所有者等の請求があったときは、速やかにこれを提示しなければならない。

3 使用者は、公共基準点を使用後速やかに、公共基準点使用報告書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書(様式第4号。以下「届出書」という。)を町長に提出し、指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条に規定する公共基準点の一時撤去もしくは移転の承認を申請し、または協議をする場合は、当該届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両、重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ちおよび杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすものと町長が認める工事等

3 届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図および平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものの)

(2) 引照点図または町長の指示する測量資料

(3) 公共基準点、その周辺および全引照点を確認できる写真

4 工事施工者は、公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書(様式第5号)を町長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項に規定する報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) しゅん工写真(公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの)

(2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前としゅん工後が対比できる引照点図または町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は、公共基準点復旧承認申請書(様式第6号)を町長に申請し、公共基準点復旧承認書(様式第7号)によりその承認を受けなければならない。

(一時撤去及び移転)

第 6 条 工事施工者(町所管の工事および公共基準点の設置されている土地、建物の所有者または管理者(以下「土地所有者等」という。))の行う工事を除く。)が、公共基準点を一時撤去または移転する必要が生じた場合には、あらかじめ公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(様式第 8 号)を町長に申請し、公共基準点(一時撤去・移転)承認書(様式第 9 号)によりその承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図および平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)

(2) 公共基準点および公共基準点周辺が確認できる写真

(3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去または移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書(様式第 10 号)を町長に提出するものとする。

(機能の回復)

第 7 条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、または土地所有者等による公共基準点の一時撤去もしくは移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、町長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意または過失により公共基準点を滅失またはき損した場合(以下「事故原因者」という。)は、前 2 項の規定を適用する。

(機能回復の施工者)

第 8 条 公共基準点の測量標を移転または復旧する工事(以下「移転等工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去または移転の請求があった場合、または工事施工者による設置工事が困難な場合は、町が行うものとする。

(移転等工事)

第 9 条 工事施工者等は、設置位置および設置施工方法について、舗装復旧前に町長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は、既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、工事施工者にて設置するものとする。

3 工事施工者は、移転等工事の品質、出来形、工程および工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 移転等工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点工事しゅん工報告書(様式第 11 号)に前項の写真および測量成果品一式を添えて町長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第 10 条 公共基準点の移転等工事に要する費用(既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。)および公共基準点の測量作業に要する費用は、土地所有者等の請求による場合を除き、原則として工事施行者の負担とする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な書類は、別に町長が定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

多賀町長 様

申請者 住所

氏名 印

多賀町公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
備考		

公共基準点使用承認書

承認番号第 号

年 月 日

様

多賀町長

多賀町公共基準点の使用について次のとおり承認します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
測量地域	
使用する公共基準点	計 点
測量方法	
測量作業機関	名称
	担当者
	所在地
<p>承認条件</p> <p>1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。</p> <p>2 使用終了後は、公共基準点使用報告書(様式第 3 号)を提出すること。</p>	
担当連絡先	<p>多賀町公営企業課 担当</p> <p>TEL</p>

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、使用者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 使用者は、使用時に公共基準点使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体および立ち入り施設に損害を与えた場合は、使用者の費用で原形復旧すること。
- 6 使用者は、測量標およびその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 使用者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書(様式第 3 号)に、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第 3 号 (第 4 条関係)

公共基準点使用報告書	
年 月 日	
多賀町長 様	
報告者 住所	
名称 印	
担当者	
多賀町公共基準点の使用結果を、次のとおり報告します。	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
測量地域	
使用した公共基準点	計 点
使用承認番号	承認番号 号 年 月 日付
測量作業機関	名称
	担当者
	所在地 TEL
使用結果 (精度)	No. ~ No. 相対精度 1 : No. ~ No. 相対精度 1 : No. ~ No. 相対精度 1 : No. ~ No. 相対精度 1 :
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)
添付書類	1 基準点現況報告書 2 精度管理表 3 成果表、網図の写しなど

様式第 4 号 (第 5 条関係)

公共基準点付近での工事施工届出書		
年 月 日		
多賀町長 様		
届出者 住所		
氏名 印		
工事の施工について次のとおり届け出します。		
工 事 件 名		
工 事 場 所	多賀町	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
工 事 概 要		
公共基準点番号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所在地	TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照点図又は 測量資料 5 写真 6 その他	

様式第5号(第5条関係)

公共基準点付近での工事しゅん工報告書	
年 月 日	
多賀町長 様	
報告者 住所	
名称 印	
担当者	
年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。	
工 事 件 名	
工 事 場 所	多賀町
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
公共基準点番号	
公共基準点の状況	(1) 測量標のき損状態：
	(2) 構造物のき損状態：
	(3) その他：
工事請負者	名 称
	担 当 者
	所 在 地 TEL
添 付 図 書	1 しゅん工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

多賀町長 様

申請者 住所

氏名

印

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、多賀町公共基準点管理保全要綱第 5 条第 6 項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由	
復旧内容	
復旧場所	多賀町
復旧する公共基準点	
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
復旧工事請負者	名称
	代表者氏名
	所在地 TEL
備考	

様式第 8 号 (第 6 条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書		
年 月 日		
多賀町長 様		
申請者 住所		
氏名 印		
<p>工事により支障となる公共基準点の(一時撤去・移転)について、多賀町公共基準点管理保全要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。</p>		
一時撤去・移転理由		
工 事 件 名		
工 事 場 所	多賀町	
一時撤去・移転する公共基準点	計 点	
移転する場合の移転候補地	多賀町	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで	
測量計画機関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備 考		

様式第 9 号 (第 6 条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)承認書	
承認番号 号	
年 月 日	
様	
多賀町長 印	
<p>年 月 日に申請のありました公共基準点の(一時撤去・移転)について、次のとおり承認します。</p>	
承認事項	
移 転 先	多賀町
一時撤去・移転する 公共基準点	
完 了 期 限	年 月 日とする
承認条件	
<p>1 再設置位置については、公営企業課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。</p> <p>2 測量標設置は、多賀町公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。</p> <p>3 標識の再利用が困難な場合は公営企業課へ連絡してください。</p> <p>4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点工事しゅん工報告書(様式第 11 号)を提出し、多賀町の検査を受けてください。</p> <p>5 検査に合格したときには、速やかに多賀町へ公共基準点を引き渡すこととします。</p> <p>6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て公営企業課に連絡してください。</p>	
担 当 連 絡 先	<p>多賀町公営企業課</p> <p style="text-align: center;">TEL</p>

様式第 10 号 (第 6 条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)請求書	
年 月 日	
多賀町長 様	
請求者 住所	
氏名 印	
多賀町公共基準点管理保全要綱第 6 条第 5 項の規定により、多賀町公共基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。	
一時撤去・移転理由	
請求場所	多賀町
一時撤去・移転する公共基準点	計 点
請求期限	年 月 日まで
備考	

公共基準点工事しゅん工報告書		
年 月 日		
多賀町長 様		
報告者 住所		
名称 印		
担当者		
<p>年 月 日付、承認番号第 号で承認を受けた公共基準点の(一時撤去・移転・復旧)について、公共基準点工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。</p>		
工 事 件 名		
工 事 場 所	多賀町	
設 置 工 事 しゅん工日	年 月 日	
設置公共基準点 番 号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
復旧工事または移転工事の場合		
測 量 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 しゅん工写真 2 測量成果一式 3 その他	